

武蔵野栄養専門学校 学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本校は武蔵野栄養専門学校と称する。

(位 置)

第2条 本校は東京都豊島区南池袋3丁目12番5号にこれを設置する。

(目 的)

第3条 本校は栄養士法第1条第1項に定められている栄養士を養成するために必要な知識及び技能を教授し、あわせて一般の教養を高め人格の教育と文化の向上、発達に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行なうものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項はここに定める。

第2章 課程・学科及び修業年限、定員、学期区分並びに休業日

(課程・学科及び修業年限)

第5条 本校に栄養専門課程栄養科を置き修業年限は2年とし、4年を越えて在学することはできない。

(定 員)

第6条 入学定員は240名(総定員は480名)とする。

(学年及び学期の終始期)

第7条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期に分ける。

前学期 4月1日より 9月30日まで

後学期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1)土曜日・日曜日

(2)国民の祝日に関する法律で規程する休日

(3)開校記念日 5月22日

(4)夏期休業 7月25日より 8月31日まで

(5)冬期休業 12月25日より 1月 6日まで

(6)春期休業 3月29日より 4月 7日まで

2 校長は必要がある場合、休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程・履修単位数及び教職員組織

(教育課程及び履修単位数)

第9条 本校の教育課程は栄養士法施行規則第9条第1号に規定されている必修科目及びその他の科目とし、科目及び単位数は別表1-1・1-2のとおりとする。

(教職員組織)

第10条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 15名以上
- (3) 兼任教員 10名以上
- (4) 助手 3名以上
- (5) 教務職員 4名以上
- (6) 学校医 1名
- (7) 事務職員 3名以上

2 校長は公務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、復学、除籍及び再入学等

(入学の時期)

第11条 本校の入学時期は毎年4月1日とする。

(入学の出願)

第12条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書式に所要事項を記載して入学審査料を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対して入学選考を行ない、合格者を決定する。

(入学資格)

第13条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者及び文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験(大学入学資格検定を含む)に合格した者
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

(入学手続き及び入学許可)

第14条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、本校所定の書類を提出すると共に、指定期日までに所定の入学金・学費を納入しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に校長が入学を許可する。

(在学保証書)

第15条 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に保証人が署名捺印した本校所定の在学保証書を校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、東京都内又は隣接県に居住し、独立の生計を営む満25歳以上の者であること。

(休学)

第16条 生徒が疾病その他やむをえない事由によって連続して一学期以上にわたって出席できない場合は休学とする。休学に際してはやむをえない事由に基づくものであることを証明する書類を添えて、保証人連署の休学願い書を校長に願い出なければならない。休学期間が連続して1年以上に及ぶときは、職員会議の議を経て校長はその者を退学させることができる。

(退学)

第17条 疾病その他やむをえない事由によって退学しようとする者は、そのやむをえない事由に基づくものであることを証明する書類を添えて、保証人連署の退学願い書を校長に願い出なければならない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の用紙にその理由を記入した保証人連署の復学願い書を願い出て、校長の許可の上、復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員会議の議を経て校長が除籍する。

- (1) 許可なしに学費を滞納し、催告してもこれに応じない者
- (2) 死亡または行方不明の者

(再入学)

第20条 願いにより退学した者が、4年以内に再入学を願い出たときは、学年始めに限り、選考の上、校長は再入学を許可することができる。

(転入学)

第21条 転入学はこれを認めない。

第5章 卒業・修了の認定

(単位の認定及び計算方法)

第22条 学科目修了の認定は、別表1-1・に掲げる学則規定科目の単位を履修した者について、学科目ごとに試験を行い、合格者に対しては単位を認定する。ただし、実験・実習については、実験・実習の成績によって単位を認定することができる。

2 単位の計算方法は別表2のとおりとする。

(卒業の認定)

第23条 本校に所定の修業年限以上在学し、学則に定める規程科目の単位を修得し、次の各号に掲げる事項のすべてに該当する者には職員会議の議を経て校長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- (1) 学期末に行う試験もしくは課題の成績が合格点より低くないこと
- (2) 在学中を通じて平常の学業成績が基準点より低くないこと
- (3) 入学金及び学費などの納入を怠っていないこと

2 校長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、栄養士法第2条第1号に基づく栄養士の免許申請の資格を与える。

(専門士の称号)

第24条 前条により、卒業した者は専門士(衛生専門課程)と称することができる。

(職業実践専門課程の認定)

第25条 栄養専門課程栄養科を卒業した者は、職業実践専門課程である栄養専門課程栄養科を卒業した者と認定される。

第6章 入学考査料、入学金及び学費

(入学考査料、入学金及び学費の金額)

第26条 本校の入学考査料、入学金及び学費の金額は次のとおりとする。但し、原級に留まる場合は、その在籍する当該年度生の入学時に定められた学費を適用する。

		1 年 次	2 年 次
入 学 考 査 料		20,000円	—
入 学 金		200,000円	—
学 費	授 業 料	620,000円	650,000円
	施 設 設 備 費	160,000円	160,000円
	実 験 実 習 費	270,000円	280,000円
	維 持 費	90,000円	90,000円

(学費の納入)

第27条

- 1 学費は一括又は分割して納入することができる。
- 2 一括納入の場合は入学手続き時又は進級時に納入するものとする。
- 3 分割して納入の場合は2期に分けて納入するものとする。但し、特別の事情があると認められる者は延納を認め、更に分納を認めることがある。
- 4 前項の分割納入の場合正当な事由なくして滞納し、督促を受けてもなお2ヶ月以上納付しないときは、除籍させることがある。
- 5 納入時期は次の通りとする。
前学期は3月中
後学期は9月中
- 6 既納の入学考査料、入学金及び学費は原則として返還しない。

第7章 賞 罰

(褒 賞)

第28条 校長は次の各号の一つ以上に該当する生徒を褒賞することができる。

- (1) 1年以上の全授業日に出席した者
- (2) 在学中特に精励し、その成績優秀なもの
- (3) 学校の名誉をいちじるしく顕揚し、もしくは他の生徒の模範となるべく顕著な行為を成したもの

(懲戒の事由)

第29条 校長は次の各号の一つ以上に該当する生徒を懲戒することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力が劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な事由がなくて出席常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

(懲戒の種類)

第30条 前条による懲戒は、その事由の程度及び頻度に応じ職員会議の議を経て、校長が次の各号いづれかによって行うものとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第8章 健康診断

(健康診断)

第31条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

第9章 寄宿舍等

(寄宿舍)

第32条 本校に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規則は別に定める。

第10章 施行細則

第33条 この学則施行についての必要な細部事項は校長が別に定める。

2 前項の細部事項のうち生徒に関係ある事項は告示する。

附 則

1 この学則は平成17年 4月 1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成20年 4月 1日より施行する。
- 2 第6条にかかわらず、平成20年度の総定員は560名とする。
- 3 この学則施行についての必要な細部事項は校長が別に定める。
- 4 前項の細部事項のうち生徒に関係ある事項は告示する。

附 則

- 1 この学則は平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成23年 4月 1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成25年 4月 1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成26年 4月 1日より施行する。
- 2 前項の規程に係らず、第25条(職業実践専門課程の認定)の規程は、文部科学大臣の告示があった日より施行する。

附 則

- 1 この学則は平成27年 4月 1日より施行する。
- 2 第26条の定めに係らず、平成26年度入学生が「フードコーディネーター・アート論」「フードコーディネーター実習」「フードアナリスト4級」を受講した場合は別途受講料の負担が発生する。

附 則

- 1 この学則は平成28年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この学則は平成29年 4月 1日より施行する。
2. 平成28年4月以前に入学した者については、第26条の規定は従前の例による。
ただし、平成28年4月以前に入学した者で、留年者、休学者はこの学則を適用する。

別表 1-1

教育内容 教育目標		本校開講教科目	単位数				卒業要件	
			必修		選択			
			講義・演習	実験・実習	講義・演習	実験・実習		
基礎分野	人文科学	心理学	2				自由選択	必修を含め、合計で12単位以上
	社会科学	食料経済	2					
		情報処理演習			1			
		接遇・ビジネスマナー演習	1					
	自然科学	化学	2					
		生物学	2					
	外国語	英語	1					
	保健体育	ライフスポーツ演習	1					
健康運動論 (実技を含む)		1						
その他	基礎学力演習			1		自由選択		
小計			12	0	2		12	
合計			14					
専門分野	社会生活と健康	公衆衛生学 1	2					
		公衆衛生学 2 (社会福祉論を含む)	2					
	人体の構造と機能	解剖生理学	2					
		解剖生理学実験		1				
		生化学 1	2					
		生化学 2	2					
		運動生理学	2					
		病理学	2					
	食品と衛生	食品学総論	2					
		食品学各論	2					
		食品学実験		1				
		食品加工学	2					
		食品加工学実習		1				
		食品衛生学	2					
	栄養と健康	食品衛生学実験		1				
		基礎栄養学1	2					
		基礎栄養学2	2					
		応用栄養学	2					
		応用栄養学実習		1				
		臨床栄養学 1	2					
	栄養の指導	臨床栄養学 2	2					
		臨床栄養学実習		1				
		公衆栄養学	2					
		栄養教育論 1	2					
	栄養教育論 2	2						
	栄養教育指導論実習		1					

教育内容 教育目標		本校開講教科目	単位数				卒業要件
			必修		選択		
			講義・演習	実験・実習	講義・演習	実験・実習	
専門分野	給食の運営	給食経営管理	2				自由選択 6科目の中から2単位 を選択
		メニュープランニング演習1	1				
		メニュープランニング演習2	1				
		給食管理実習		1			
		校内実習		2			
		校外実習		1			
		調理学	2				
		調理理論実習		1			
		調理実習 1		1			
		調理実習 2		1			
		大量調理実習		1			
小計		44	15				
合計		59					
その他の専門分野		栄養士実力認定試験対策講座1	1				自由選択 6科目の中から2単位 を選択
		栄養士実力認定試験対策講座2	1				
		ホームメイドスイーツ				1	
		病院・福祉栄養実習1				1	
		病院・福祉栄養実習2				1	
		保育・学校給食管理実習1				1	
		保育・学校給食管理実習2				1	
		クックトレーニング実習1				1	
		クックトレーニング実習2				1	
小計		2			7		
合計		9					
総合計		58	15	2	7		
規定単位数	62単位以上	卒業単位数				75単位以上	
講義	48単位	基礎分野				12単位以上	
実技	14単位	専門分野				59単位以上	
		その他の専門分野				4単位以上	

別表 2

単位の計算方法

1. 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定める。
2. 各授業科目の単位時間数は次の基準により計算するものとする。
 - ① 講義及び演習については、毎週2授業時間、15週をもって2単位とする。
 - ② 実験及び実習については、毎週3授業時間、15週をもって1単位とする。
3. 1授業あたりの時間数は50分とし、間に10分の休憩時間を設けるものとする。
4. 学科目修了認定の細則、方法については別に定める。